

使用許可申請の受付方法について

利用者サービス向上を図るため、窓口申請以外の方法による申請(メール・FAX 又は郵送)についても下記により受け付けることとしましたのでお知らせいたします。

ただし、**目的外使用の場合**の使用許可申請は、許可の際、使用料を徴収する必要があるため(条例第7条1項)、窓口申請のみの受け付けになります。

また、**施設を初めてご利用になる場合は目的内外の確認が必要なため**、メール・FAX 又は郵送による申請はできません。手続きについては事前にお問い合わせください。

●使用許可申請の受付方法

1. 窓口申請

事務局窓口にて、休館日を除く受理時刻で受け付けます。

〔 平 日：午前8時30分から午後5時15分まで
土・日・祝日：午前8時30分から午後5時15分まで 〕

2. メール・FAX 又は郵送による申請

事前に空室状況をお問い合わせください。使用希望日の3か月前から申請可能とし、休館日及び土日祝日を除く開館日の午後5時00分までに到着したものについて、先着順に翌平日(休館日及び土日祝日を除く開館日)の午前10時で受け付けます。

申請時の曜日等により、受付までの日数が異なる場合がありますのでご了承ください。

【注意事項】

- ★休館日及び土日祝日到着分並びに開館日の午後5時00分以降到着分については、翌日(休館日及び土日祝日を除く)到着扱いとし、翌々日10時受付となります。
- ★使用希望日の3か月前よりも前に到着したものは無効です。
- ★先着順となりますので、使用許可できない場合があります。
- ★郵送の場合は返信用の封筒と切手を同封してください。

お問い合わせ：

広島市東区地域福祉センター指定管理者
社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会
電話 082-263-8443 FAX 082-264-9254